

さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画吉敷町西地区地区計画を次のように変更する。

名 称	吉敷町西地区地区計画	
位 置	さいたま市大宮区吉敷町 2 丁目及び錦町の各一部	
面 積	約 1 . 8 h a	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、大宮駅から約 0.8 km という至近に位置し、さいたま新都心地区にも隣接している。</p> <p>そこで、長期的な土地利用の高度化に併せて、商業・業務機能を中心とした拠点地区としての形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>広域的交通結節点である大宮駅の西口地区とさいたま新都心地区を結ぶ都心連結軸の形成を図るため、健全な商業・業務機能を中心とした適正かつ合理的な土地利用を促進する。</p> <p>なお、地区内を地下構造で横断する高速道路については、建築物との一体的な整備を図るため、立体道路制度を活用する。</p> <p>また、ゆとりとうるおいのある街並みの形成を図るため、敷地内の緑化に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>豊かな暮らしと社会生活に向けた商業・業務施設を整備するとともに景観に配慮した良好な都市環境の形成を図るため、建築物等の用途、壁面の位置の制限、形態及び意匠について留意した整備を行う。</p>

地 区 整 備	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 住宅 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するもの 倉庫業を営む倉庫
		壁面の位置の制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界 線までの距離は、2 m以上とする。 ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上必要な附 帯施設については、この限りでない。
		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色の使用を避 け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとし る。 屋外広告物は、美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を用いること を避け、地区の環境に調和したものとする。
計 画 画	立 体 道 路 制 度 に 関 す る 事 項	都市計画道路の名 称	1・3・3 高速埼玉東西連絡道路
		重複利用区域	計画図表示のとおり
		建築物等の建築限 界	計画図表示のとおり

理 由 平成15年4月1日にさいたま市が政令指定都市に移行したことから、位置の表記等
について変更を行うものである。